

お客様各位

「復興特別所得税」に関するお知らせ

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成 25 年 1 月 1 日より「復興特別所得税」が課せられることになりました。これは平成 25 年 1 月から平成 49 年 12 月までの 25 年間、所得税額に対し復興特別所得税として 2.1% を課すというものです。

本税制により、平成 25 年 1 月以降は、預金利息等の利子所得、普通出資配当金に対しても以下の通り「復興特別所得税」が課せられますのでお知らせいたします。

○ 預金利息等にかかる源泉徴収税率

～ 平成 24 年	平成 25 年 ～
20% (所得税 15% + 住民税 5%)	20.315% (所得税 15.315% + 住民税 5%)

○ 普通出資配当金にかかる源泉徴収税率

～ 平成 24 年	平成 25 年 ～
20% (所得税 20%)	20.42% (所得税 20.42%)

七 島 信 用 組 合